職場における熱中症対策の徹底について

今般、県内の事業場に所属する労働者２名が熱中症の疑いで死亡する労働災害が発生しました。

熱中症は重症化した場合、命に係わる疾病となりますが、近年は、夏の暑さが非常に厳しく、また、これまで残暑と言われた時期になっても非常に厳しい暑さが長く続く傾向となっていますので、熱中症対策はその重要性がますます高まっています。

事業場の皆様におかれましては、下記の＜熱中症リスクが高まる要因＞に留意の上、＜熱中症予防対策＞及び＜熱中症を重症化させないための対策＞の徹底をお願いいたします。

※「職場における熱中症予防情報」
（働く人の今すぐ使える熱中症ガイド）
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

＜熱中症リスクが高まる要因＞

① 高温・多湿な作業環境　② 連続作業
③ 通気性・浸湿性の低い衣服・作業着の着用　④ 身体負荷の大きい作業
⑤ 暑熱順化がされていない状況（暑熱順化は数日から１週間以上要する）
⑥ 熱中症を発見した者を１人にさせる等迅速でない、かつ、不的確な対応
ほか、糖尿病等特定の疾病のある作業者は熱中症発症のリスクが上昇する。

＜熱中症予防対策＞

・暑さ指数（ＷＢＧＴ値）の把握及び低減
・浸湿性、通気性の良い服装や、送風等により身体を冷却する機能をもつ服装の着用
・プレクーリング（作業開始前や休憩中に、深部体温を下げること）
・暑熱順化への対応　・日常の健康管理　・休憩場所の整備
・作業時間の短縮　・水分塩分の摂取　・健康診断結果に基づく対応
・作業中の労働者の健康状態の確認

＜熱中症を重症化させないための対策＞

(1)　「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれのある作業者を見つけた者」がその旨を報告する為の体制整備及び関係者への周知
(2)　熱中症のおそれのある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるような対策の実施
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施に向けた手順の作成及び関係者への周知

令和８年８月７日

栃木労働局長　中野　知基